

町税等は納期限内！

～皆さんの暮らしを支える大切な財源です～



町税・国民健康保険料・介護保険料・後期高齢者医療保険料は、皆さんの暮らしや医療・介護を支える大切な役割があり、皆さんが公平に負担しています。

納められた町税等は、ごみの処理や道路などの整備、教育、救急・消防、子育て支援、各種福祉サービスなどに使われています。

もし納付されなければ、町の財源が不足し、行政サービスの低下につながります。また、納付した人との公平性も保てません。町税等は必ず納期限内に納めましょう。

町税等の収納状況 < 99%の人はきちんと納めています！ >

斜里町の平成28年度における現年度の収納率は、町税 99.4%、国保料 99.3%、介護保険料 99.8%、後期高齢者医療保険料 99.9%であり、大多数の皆さんが納期限内に自主納付されています。

一方で、催告などを行ってもなお納付されないために、財産を差押えせざるを得ない事態も発生しています。財産とは、預貯金・給与・生命保険・売掛金などの債権や、物品等の動産、土地・家屋等の不動産です。

便利な口座振替納付のおすすめ

町税等の納め忘れを防ぐため、口座振替をご利用ください。お手続きは、役場税務課または町内の金融機関で行えます。

困ったら相談を！

町税は、収入や資産に応じて課されるもので、初めから収入や資産がない方に課されることはありません。納期限内に納付できない方には、よほどの事情があるはずですよ。

多重債務や傷病、失業など、やむを得ず納付できないときは、一人で悩まず、放置せず、まずはご相談ください。

相談がなければ事情が分かりませんので、早めにご相談ください。

事前にご連絡いただければ、開庁時間外でも相談に応じます。



【問合せ先】 斜里町 税務課 収納係 庁舎1階・6番窓口

電話：23-3131（内線135・136） / 8:45～17:30（土・日・祝日除く）

督促状や催告書は必ずご確認を

町税等を納期限内に納めていない方には、まず、督促状を送付して未納であることをお知らせします。また、電話や文書での催告などで自主的な納付を促します。

それでもなお納付されない場合は、法律に基づき預貯金や給与、不動産などの財産を調査し、差し押さえることとなります。

また、職員が家などを立ち入り調査する

「搜索」を行うこともあります。これは法律に基づくもので、本人の了解の有無にかかわらず行われます。帳簿の確認や、車やバイクなどの差押えを行うことがあります。

督促状が届いたら、絶対に放置せず、確認のうえ、速やかに納付してください。



まさか、本当に差し押さえられるなんて！



「知っていたら納めていたのに」「まだ大丈夫だと思っていたのに…」など、差し押えに直面した方は戸惑います。よくある質問・声を紹介します。

『連絡もなく勝手に財産を差し押さえられるなんて！』

A. 財産の差押えは、本人の了解の有無にかかわらず法律の定めにより行われます。

差押えの前には、督促状や催告書などで予告をしています。これらを見逃さず、督促状や催告書は絶対に放置しないようにお願いします。

『少しは納付しているので、差押えの対象ではないと思っていた・・・』

A. 滞納が続いていれば、財産調査を行います。そして、法的に猶予が認められた方を除いて、納付できるだけの財産をお持ちと分かれば、差押えの対象となります。

『勤務先や取引先に連絡されるなんて！』

A. 滞納があれば、収入や資産を調査します。調査の過程で、町税等の滞納があることを、勤務先や取引先などに知られてしまいます。

『もっと滞納している人がいるのに・・・』

A. 財産状況はそれぞれであり、必ずしも金額の多い順に差押えをするものではありません。滞納があれば、金額に関係なく差押えの対象となります。

『貯金や生命保険、住宅ローンを優先してしまった・・・』

A. 町税等を納めてから貯金や生命保険、住宅ローンを考えてください。町税等を滞納しながら他の支払いを優先してしまうと、皆さんとの公平性が保たれなくなります。